

令和6年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書について (西台公園斜面地補強工事)

地方自治法施行令第146条第2項に基づき、令和6年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書について報告する。

1 予算科目

令和6年度 区一般会計予算
土木費 緑化対策費 公園管理費 公園等管理運営経費 維持管理

2 繰越明許の理由

本工事に伴い、当初道路上に設置予定であったプラントを、関係機関との協議の結果、公園内の広場へと変更設置することとなった。これにより設置するプラント面積を縮小する必要が生じた。

また、プラント位置の変更に伴い、資機材搬入車両が園内を通行するための、仮設通路の整備が必要となり、設置及び撤去を伴う追加工事が生じることとなった。

加えて、近隣住民の要望により、工事に伴う粉塵の飛散対策として、作業エリア全体をシートで覆い、養生する必要が生じたため、これらの対応に伴い、想定した作業の効率が低下することとなった。

以上の理由により、当初工期内で工事を完了することが困難となったため、工期を延伸するとともに、令和6年度予算で計上した当該工事費の一部を令和7年度に繰越し、工事を実施するものとする。なお本工事は令和7年5月に完了している。

3 繰越明許費に係る繰越計算書について (単位:千円)

件名	予算現額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
西台公園斜面地 補強工事	178,000	114,700	0	0	114,700



施工前



施工後